

(別添様式)

環境保全型農業直接支払交付金
大阪府 最終評価報告書

第 1 章 交付状況の点検

| 項 目 | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 点 検 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|---|
| 実施市町村数 | | 4 | 5 | 5 | 5 | 28 年度以降、実施市町村数、実施件数が横ばいで推移している。 アンケート調査の結果から、交付金に係る事務手続きの負担や共同して取組を実施する団体の不足などが、実施件数が大きく増加しない要因と考えられる。 |
| 実施件数 | | 17 | 6 | 6 | 6 | |
| 実施面積計 (ha) | | 12 | 18 | 17 | 18 | |
| 交付額計 (千円) | | 963 | 1,356 | 1,338 | 1,368 | |
| カバークロープ | 実施件数 | 15 | 4 | 4 | 4 | 4 団体が継続的に取組みを行っている。 |
| | 実施面積 (ha) | 6 | 9 | 9 | 9 | |
| | 交付額 (千円) | 510 | 748 | 726 | 697 | |
| 堆肥の施用 | 実施件数 | - | - | - | 1 | 30 年度、新たに 1 団体が取組を開始した。 |
| | 実施面積 (ha) | - | - | - | 3 | |
| | 交付額 (千円) | - | - | - | 128 | |
| 有機農業 | 実施件数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 団体が継続的に取組みを行っている。 |
| | 実施面積 (ha) | 6 | 8 | 8 | 7 | |
| | 交付額 (千円) | 453 | 608 | 612 | 543 | |
| 地域特認取組 (総計) | 実施件数 | - | - | - | - | 現時点においては、地域特認取組を設定していない。 |
| | 実施面積 (ha) | - | - | - | - | |
| | 交付額 (千円) | - | - | - | - | |

| | | | | | |
|-----------------|-----------|------|------|------|---|
| 特別栽培農産物 認証状況 | 栽培面積 (ha) | 533 | 557 | 563 | <p>特別栽培農産物認証は、水稻を中心として面積、農家数ともに増加傾向である。</p> <p>エコファーマー認定件数は、認定を受けるメリットが、新規技術導入の労力に比して乏しいことなどから減少している。</p> <p>また、30年度から、エコファーマーの認定件数が半減したのは、環境保全型農業直接支払交付金の事業要件から除外されたことが大きいと思われる。</p> |
| | 農家数 (戸) | 1142 | 1176 | 1190 | |
| エコファーマー認定件数 | | 37 | 37 | 14 | |

第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

1 地球温暖化防止効果

| 項目 | 実施件数 | 調査件数 | 単位あたり 温室効果ガス削減 量 (t-CO ₂ /年/ha) ① | 実施面積 (ha) ② | 温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ① × ② |
|--------------------------|------|------|---|-------------------|--|
| 有機農業 【H30 追加調査結果】 | 2 | 1 | 0.31 | 1 | 0.31 |
| カバークロープ 【H29 中間年評価結果】 | 4 | 4 | 1.31 | 9 | 11.79 |
| 堆肥の施用 | - | - | - | - | - |

【評価】

地球温暖化防止効果について、「土壌のCO₂吸収「見える化」サイト」により算出したところ、有機農業で0.31(t-co₂/年)、カバークロープで11.79(t-co₂/年)の温室効果ガスを削減しているという結果となった。

また、単位あたり温室効果ガス削減量を見ると、有機農業では0.31(t-CO₂/年/ha)、カバークロープでは1.31(t-CO₂/年/ha)となっており、いずれも評価基準で「効果が高い」とされている0.03(t-CO₂/年/ha)を上回る結果となった。

この結果から、有機農業の取組みにより、若干ではあるが、温室効果ガスが削減される可能性があるといえる。

2 生物多様性保全効果

| 項 目 | 実施件数 | 調査件数 | 実施面積 (ha) | 調査結果 | | | |
|--|------|------|--------------|------|-----|----------|-----|
| | | | | スコア | | 評価 (S~C) | |
| | | | | 実施区 | 対照区 | 実施区 | 対照区 |
| 有機農業 【H29 中間年評価結果】 | 2 | 1 | 8 | 6 | 5 | A | A |
| <p>【評価】</p> <p>有機農業の取組で調査マニュアルによる生きもの調査を実施したところ、取組実施区、対照区ともに評価Aと生物多様性が高い結果となり、全国の有機農業の取組と比較して平均的な結果となった。また、スコアでは取組実施区が6と、対照区を上回る結果となった。</p> <p>取組実施区と対照区とで調査結果に大きな差が見られなかったが、これは、対照区を選定する際、近隣に慣行栽培のほ場がなく、減農薬のほ場を選定したことが影響していると思われる。</p> <p>(参考) 評価：S~Cについて</p> <p>S：生物多様性が非常に高い。取組みを継続するのが望ましい。</p> <p>A：生物多様性が高い。取組みを継続するのが望ましい。</p> <p>B：生物多様性がやや低い。取組みの改善が必要。</p> <p>C：生物多様性が低い。取組みの改善が必要。</p> | | | | | | | |

第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組・地域特認取組

(1) 効果を高めるために必要な取組について

- ・調査の結果、有機農業の取組は、地球温暖化防止にも寄与していることが確認された。
効果の高い有機農業を推進するため、交付単価を上方修正することが望ましい。
- ・水田における生物多様性保全効果を高めるための取組として、化学農薬・肥料のみに頼らない総合的病害防除（IPM）の実施を推進する。
- ・水田における生物多様性保全効果を高めるためには、特定外来生物の除去も重要となる。
そのため、環境保全型農業直接支払交付金の対象としては、特定外来生物の除去の取組もふさわしいものとする。

(2) 推進・拡大のために必要な取組について

- ・事業実施に際して、市町村による促進計画の策定義務が一つの障壁となっているため、計画策定にかかる事務の簡略化が求められる。
- ・JAなどとも連携の上、農業者に対する制度の周知を積極的に行う。
- ・カバークロープ取組の推進のためには、慣行栽培によるCO₂削減効果 x %、カバークロープによるCO₂削減効果 y %などの、慣行栽培と比較した削減効果の定量的な評価が求められる。

2 地域特認取組

※大阪府では、地域特認取組を設定していない。